## 国立大学法人高知大学教員に関する再雇用制度の運用内規

平成 22 年 3 月 31 日 学 長 裁 定

最終改正 平成25年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学職員就業規則第3条第1項第1号に定める大学教員(助手を除く。以下同じ。)に関する再雇用制度の運用については、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則(以下「再雇用職員就業規則」という。)に定めるほか、この内規によるものとする。

(職名、業務及び配置の運用)

- 第2条 大学教員の再雇用者(以下「再雇用大学教員」という。)は、別表1(第3条関係)に定める職名に替えて、教授(再雇用大学教員)は教授、准教授(再雇用大学教員)は 推教授、講師(再雇用大学教員)は講師、助教(再雇用大学教員)は助教の名称を職名 として使用することができるものとする。
- 2 再雇用大学教員は、再雇用前の業務を継承するものとするが、管理職手当支給対象の 役職には命じず、また、原則各種委員会の委員を命じないこととする。
- 3 再雇用大学教員は、再雇用前の所属部局の構成員とする。 (雇用形態の変更)
- 第3条 再雇用大学教員は、再雇用職員就業規則第3条第1項第2号に定める短時間勤務 者から同項第1号に定めるフルタイム勤務者への変更はできないものとする。

(予算配分)

- 第4条 大学教員に配分する教育経費及び研究経費は、再雇用大学教員に同様に配分する。 (その他)
- 第5条 この運用によりがたい事項については、学長が別に定めることができるものとする。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。